

令和2年第1回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和2年1月24日、午前10時から、市役所6階601・602会議室において、令和2年第1回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
今泉 浩史
城所 正彦
澁谷 香織
杉本 真紀子

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第1号議案
「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第5 第2号議案
「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」

教育長 ただいまから、令和2年第1回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

まず、傍聴の方々にお願いがございます。会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。会議開催中はみだりに席を離れないでください。決められた出入り口から入退場をお願いいたします。傍聴人は委員席に入ることはできません。携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りください。これらの事項をお守りください。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。前例に従いまして、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、澁谷委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3 「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 令和2年1月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
3 学校開放事業について

学務課長 1 令和元年12月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 児童・生徒数、学級数（令和2年1月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 学校訪問事業について

- 5 その他について
- 6 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 成人式関係について
- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 学校施設コミュニティ開放事業について
- 8 放課後子ども教室参加状況について
- 9 公民館主催事業の実施状況について
- 10 iプラザの主な主催事業の実施状況（11月分）について
- 11 iプラザの主な主催事業の実施状況（12月分）について
- 12 令和元年12月生涯学習課利用統計について

学校給食課長

- 1 3学期学校給食開始について
- 2 学校栄養職員等研修について
- 3 稲城第五中学校学校保健委員会について
- 4 第1回給食調理等業務委託業者選定委員会について
- 5 学校給食課衛生管理研修会について
- 6 大空町との交流給食について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館主催事業について
- 4 資料展示について
- 5 城山体験学習館の主な事業について
- 6 地域との連携について
- 7 学校との連携について
- 8 その他について
- 9 図書館の利用状況(令和元年12月)について

教 育 長

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第1号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市学校給食費に関する規則で定める様式の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学務課長より説明いたします。学務課長。

学務課長 それでは、お手元の議案関係資料の5ページをご覧ください。

規則の一部ということで、こちらの学校給食申込書兼支払方法届出書についてでございます。そちらの新旧対照表で、現在、旧様式の一部の記載の変更をいたしたいと思えます。

1、2とありまして、現在、学校給食費の納入は、口座振替の方がほとんどですけれども、口座振替による納入と、それから納入通知書による納入がございます。

口座振替の方につきましては、新旧のほうの旧を見ていただけますか。2の口座振替により納入しますというところを口座振替希望の方はチェックをいただきます。そこで終わってしまうのですが、納入通知書、いわゆる納付書によって希望する場合、下にチェックをいただき、その下に指定口座を書いていただきます。その際に、金融機関の口座、もしくは、ゆうちょ銀行の口座を記載いただくこととなります。そこに、還付が生じた場合には、振り込みますよという記載でございます。

こちらのほう、今現在、ゆうちょ銀行のところ、通帳記号が右にあり、通帳番号が左側にありますが、この記載が通帳の並びとは異なっておりました。実際の運用のケースについては、皆さん、口座の通帳を見ながら記載をしますので、6桁の記号と8桁の番号について、適切な記載が行われ、今まで振り込み事故等起こったことはありませんけれども、通帳の並びに合わせた様式に改正するものでございます。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

教育長 では、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第1号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第2号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部が改正されたことに伴い、稲城市立学校の管理運営に関する規則を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 続いて、議案関係資料の9ページをご覧ください。第2号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部が改正されたことに伴いまして、稲城市立学校の管理運営に関する規則を改正する必要があることから、提出するものでございます。

背景といたしましては、令和元年11月21日付で東京都教育委員会より、栄養教諭の上位職の設置に伴う、区市町村立学校管理運営規則の改正ということにつきまして、通知がありました。

改正の趣旨といたしましては、学校教育における食に関する課題の多様化、複雑化に伴い、児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる栄養教諭が果たす役割が増々大きくなっていることから、新たな職として栄養教諭の上位職となる主任栄養教諭、並びに、児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を設置することとございます。

そのために、稲城市立学校の管理運営に関する規則を改正し、新たな職を設置するものでございます。

11ページの新旧対照表をご覧ください。第7条、主幹教諭につきまして、7、学校の実情に照らし必要とあると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができるという一行を加えます。

また、第7条の3につきまして、見出しを「主任教諭」及び「主任養護教諭」から「主任教諭等」に変更いたしまして、3、学校に特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができるという一行を加えます。

この規則につきましては、令和2年4月1日から施行をいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 それではまず、この管理運営規則の改正をしたとしたら、それによって、

どのような変化というのでしょうか、学校における栄養指導等含めて、学校の組織運営等について、改正することによって、指導課としてはどのように学校を指導していきたいのか、変えていきたいのか。また変わる可能性があるか。そここのところの方向性を聞かせてください。

教 育 長 指導課長。

指導課長 本規則の改正につきましては、東京都の管理運営規則の変更に伴いまして、本市においても主任栄養教諭、または児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭が配置される可能性ということで、設置できるように規則を改めるものでございます。

今、委員からありました規則の改正による本市立学校の影響の部分につきましては、現在、栄養教諭に求められている標準職の遂行能力としましては、地区における食育リーダー等の支援に関する能力。それから、学校における食に関する指導、その他に関する能力。それから、学校における給食の管理に関する能力というものが示されております。

これに加えまして、上位の職である主任栄養教諭には、学校運営に関する能力というものが求められております。また、児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭につきましては、学校経営への参画に関する能力が求められております。

したがって、当該の職の教職員が新たに本市に配置された場合には、学校経営、また学校運営について、職層に応じた職も遂行していくことが求められることとなります。

教育委員会といたしましては、当該の職の教職員が配置された場合には、職層に応じた職務を適切に遂行できるように、学校や当該の教職員に指導、助言を行うことにより、学校の管理、運営を行っていきたくと考えてございます。以上でございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 詳しい説明をありがとうございました。

今のお話ですと、それ相応の主幹級の栄養教諭、また主任級の栄養教諭が配置された場合には、その職層に応じて、それなりの職務を果たしてほしいという期待があると受け取りましたけれど、ここからはお願いですけど、今後、栄養教諭職をさらに次の段階に育成していくような、学校の中で組織的な視点を持って、栄養教育をつかさどっていく、プラスその上の段階の組織的な運営のところまで、職務として遂行できるような栄養教諭の育成についても、ぜひ教育委員会として、考えていただきたいと思っ

ております。

教育長 指導課長。

指導課長 今、委員からお話がありましたとおり、配置されてそれで終わりではなくて、当然、学校運営であつたり、または栄養教諭として、本市の児童・生徒の栄養の指導もそれぞれ大切になっておりますので、教育委員会として、配置された場合ですけれども、職層に応じて、しっかり指導していきたいと考えてございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。

先ほどのお答えに関して、別の視点からまた一つ質問をさせていただきたいのですけれども、先ほどの課長からの、私の質問へのご回答の中で、冒頭のところで、東京都の都立学校の管理運営規則が変わったことに伴ってという、通知が東京都から来てというご説明をいただきました。東京都の通知文に則ったということかと思いますが、そこでちょっと確認させていただきたいところがあります。

東京都の都立学校の管理運営に関する規則は、あくまでも都立学校を対象とした管理運営の規則ですので、それがどこまで市区町村立学校の管理運営規則に影響を及ぼすのかということについて、質問があります。

そこから考えますと、人事中のルールですので、県費負担教職員は、東京都の場合は、東京都教育委員会が任命権を持っているということから考えますと、教員人事が東京都のルールに従ってということはわかりますが、管理運営規則まで、都立学校の管理運営規則に伴いというのが、ちょっとそこは違うのではないかと考えております。

これは管理運営規則自体をどう考えるかという問題ですので、教育総務課あるいは教育部長の守備範囲となるかもしれないかなとは思っておりますけれども、そののところ見解をお願いします。

教育長 指導課長。

指導課長 冒頭で、確かに東京都立学校の管理運営に関する規則の一部が改正されたことに伴いと説明いたしました。東京都の通知では、東京都において管理運営規則が一部改正された、それに伴い、県費負担教職員である栄養士または栄養教諭が配置されている区市町村立教育委員会においては、区市町村立学校管理運営規則の改正についてご対応いただきたい、という旨

の通知がありました。

この通知から、今後本市におきましても、主任栄養教諭、または児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を配置させる可能性がある、読み取った部分がありますので、本市として配置ができるように、稲城市立学校の管理運営規則を改正するものでございます。そのあたりの部分が最初の説明で抜けていたところは申し訳ございませんでした。

意図としては、本市に配置された場合、適切に本市立学校の管理運営を行うために、規則の改正を行っていくということでございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 詳しい説明ありがとうございました。よくわかりました。

東京都からの通知文に従いますと、都立学校でそのように変わったのを一つ参考として、参酌して、市区町村立学校でも管理運営規則を変えてくださいと。そういった構造になっているかと思imasので、都立学校の管理規則が変わったことだから変わると読み取れるようなことは、今後、人事関係については、都立学校の管理運営規則が変わったからという東京都からの通知も来るかと思imasけれども、そのことは今後に向けて、留意していただきたいと思imas。

教 育 長 指導課長。

指導課長 承知いたしました。今後、気をつけてまいりたいと思っております。意図としては、委員のおっしゃったとおりでございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。これは指導課だけで考えることではありませんで、やっぱり管理運営の規則の所管自体は教育総務課だと思imas。これは、やっぱり確認をお願いしたいと思imasけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中では、市区町村の教育委員会が管理運営規則をつくるという定めになっています。旧法の中には、東京都がこれについて指導するというのがありましたけれども、2000年ごろの中央分権改革のときに、その条文は削除されたという流れがありますので、そのところを確認していただきまして、今後に向けての管理運営規則のあり方という視点からも、懸案されるときには準備をしていただきたいと思imas。意見ということでお願いします。

教 育 長 ほかに。

(な し)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第2号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決いたしま
した。
以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前10時35分閉会)